

旭星地区社協

# きずな

## 第 29 号

発行者 旭星地区社会福祉協議会  
会長 会見 征英  
編集 宮津 勉

### 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会創立70周年 旭川市共同募金委員会発足75周年を祝い 記念式典が開催されました。



### 赤い羽根共同募金

戸別募金	153,300円
大口募金	28,000円
街頭募金	10,412円
合計	191,712円

### 共同募金運動功績者表彰(令和3年度)

【北海道共同募金会会長 表彰伝達】

旭星地区共同募金委員会

会長 会見 征英さん

永年に亘り活動された功績に表彰を頂きました

### 住民会員会費

福祉の街づくりは会員の皆様に  
支えられております。

会員会費 **278,200円**

町内会の皆様のご理解とご協力を賜りまして有難うございました。皆様方からの貴重な財源は、旭川市社会福祉協議会へ納入させていただきました。



この広報紙「きずな」は、  
赤い羽根共同募金  
の助成を受け発行しています。

### 街頭募金活動

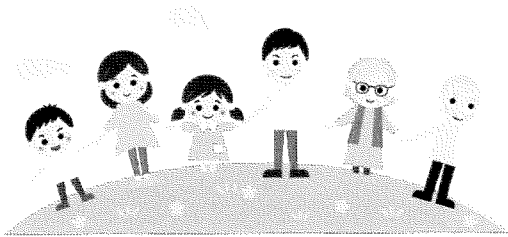
10月15日ダイイチ旭町店前で買い物客に呼びかけました。多くの人に募金して頂き10,412円集約できました。女性部からの支援ありがとうございました。



## 近隣者参加による福祉活動を！

新型コロナウイルス・変異株の発症からまもなく2年を迎え地区社協の事業運営をいかにして実施するか悩みましたが、安心見守り事業、敬老対象者への記念品の贈呈、共同募金大口・戸別・街頭募金を実施させて頂きお礼申し上げます。

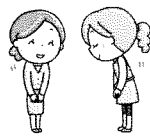
地区社協としては、人と人をつなぐに重点をおき、近隣者参加による地域福祉の充実を図り社会活動の原点である『安全で安心して出来る限り住み慣れたところで暮らし続ける』ことが出来る地域作りにご理解とご協力をお願い致します。



旭星地区社会福祉協議会  
会長 会 見 征 英

### 令和3年度 旭星地区社会福祉協議会 事業活動

- (1) 安心見守り事業
- (2) ふれあいサロン開催事業
- (3) 地域ふれあい交流会の活動
- (4) 高齢者等の交流、介護予防、健康相談
- (5) 敬老会開催事業
- (6) 旭星地区広報誌「きずな」発行
- (7) 赤い羽根共同募金運動啓発
- (8) 福祉団体援助事業推進
- (9) 青少年健全育成活動
- (10) 一声かけよう運動
- (11) 養成、研修事業
- (12) 除雪、排雪事業
- (13) ネットワーク拡充と情報の共有
- (14) 生活支援体制整備



### 北鎮楽笑体操クラブ

活動再開！  
只今会員募集中

参加お待ちしております



毎月第1・3金曜日 午前10時～11時  
会場 大町北鎮会館(大町2条10丁目)

コロナに負けない元気な体！

### 旭星地区社会福祉協議会役員

役職	氏名	電話	役職	氏名	電話
会長	会見 征英	51-1816	常任理事	杉田 保憲	53-0141
副会長	関口 法夫	53-2730	常任理事	飯嶋 玲子	52-4629
副会長	窪田 静一	52-0142	常任理事	原 郁美	050-1241-5557
副会長	竹内 きよ	55-3556	常任理事	中村 幸一	53-5256
監事	多賀谷 忠	52-7892	常任理事	徳長 隆	52-6927
監事	加藤 光一	51-2582	常任理事	中村 幸彦	51-4324
事務局長	宮津 勉	54-2238	常任理事	川岸 清隆	54-0381
事務局次長	森下 孝一	51-0530	常任理事	宮下 光一	51-0858

### 旭星地区市民委員会福祉部長名簿

町内会名	氏名	町内会名	氏名
大町春光	関口 法夫	北門旭親交会	小笠原 不二夫
明和北	中村 幸彦	旭町1条親和会	斉藤 勝彦
大町北鎮	金丸 栄子	北明	大森 勝之
大町昭和	竹内 きよ	西北門	倉内 孝二
旭親	大沼 基行	北門一二三	川岸 清澄
旭町親交会	宮下 光一	東北門	立原 清
旭町2条親和会	加藤 光一	北門親和会	戸梶 淳子
明和	宮津 勉	大町中央	徳長 隆
旭町明和	鈴木 秀夫	ティエール教育大前	大橋 賢一

### 旭星地区民生・児童委員名簿及び担当町内会

旭星地区民生・児童委員 副会長 佐野 詩子 (52-9691)

委員名	電話	担当町内会名	委員名	電話	担当町内会名
窪田 静一	52-0142	大町春光	森 正章	53-9234	旭町2条親和会
本庄 かおり	080-3351-0064	大町春光			旭町親交会
横田 礼子	53-7010	児童委員	市村 隆幸	52-2308	北門旭親交会
佐野 詩子	52-9691	明和北			明和町内会
森下 孝一	51-0530	明和北・大町春光	鈴木 秀夫	51-8688	旭町明和
井上 恭子	55-0822	大町北鎮・春光・昭和			北門旭親交会
飯嶋 玲子	52-4629	大町北鎮・春光	北川 守	52-5603	北明・西北門
竹内 きよ	55-3556	大町昭和	澤 正博	54-4067	北門一二三
加藤 美佐子	53-6548	旭親	佐竹 靖雄	53-0719	東北門・西北門
		北門旭親交会	赤川 雅則	54-5833	北門親和会
岡田 田鶴子	54-5660	大町中央・北鎮・昭和・フタバ	佐野 ふさ子	54-0805	旭町1条親和会
					ティエール教育大前
					旭町親交会
					北門旭親交会

※民生児童委員の担当地区ですが、地区を重複して担当している方がいらっしゃいます。又民生委員は守秘義務を義務づけられております。安心してご相談下さい。相談内容は口外はされません。

<b>編集後記</b>	今年も早いもので、旭星地区市民委員会「きよくせい」と旭星地区社協「きずな」の発行する季節になりました。今号より「きずな」の編集を担当させていただきます宮津です。宜しく
	お願い致します。「きずな」を通して情報が共有でき会員の皆様が「読んで良かった」「役に立った」と思われる内容にできればと思っています。 編集担当 宮津 勉



## ～高齢者の保健・福祉・介護～パート2



### 旭川市ボランティアセンター

- ① ボランティアに関する相談—活動をしたい方、必要としている方の相談を受け付けています。
- ② 愛情銀行—善意で寄せられる日用品や介護用品などの「橋渡し」をしています。
- ③ ボランティア振興基金—寄附いただいた金銭を災害時の活動の備蓄品に活用しています。

**旭川市ときわ市民ホール 1階（5条通4丁目） 直通電話21-5550**

- ④ 介護品の貸し出し—愛情銀行に寄附していただいた介護用品の無料—一時貸し出しを行っています。

**旭川市ときわ市民ホール 1階（5条通4丁目） 直通電話23-0742**



### 生活支援コーディネーター

生活上のお手伝いを必要としている旭川市内の在宅高齢者と、ボランティアとのマッチングを支援しています。

**旭川市ときわ市民ホール 1階（5条通4丁目） 直通電話23-0742**



### 市民相談センター

- ① 一般市民相談—日常生活全般の悩みごとなどの相談を受けています。
  - ・ 相談日：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）……午前8時45分～午後5時15分
- ② 無料法律相談—弁護士による日常生活全般の無料法律相談を実施しています。（予約必要）
  - ・ 相談日：毎月第1～4木曜日（祝日、年末年始を除く）……午後1時～午後4時

**旭川市役所第2庁舎内 2階へ（7条通10丁目） 直通電話26-1998**



### 消費生活相談

悪質商法による被害、電話勧誘等の契約トラブル、商品事故の苦情等といった相談に応じる。

- ・ 相談日：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）……午前9時～午後5時

**旭川市消費生活センターフィール旭川 7階（1条8丁目） 直通電話22-8228**

## いのちの電話

さびしいとき  
悩んでいるとき

名前を言う必要は  
ありません

秘密を守ります

思想や宗教は  
尊重します

相談員は、訓練を受け、認定されたボランティアです。

◇いのちの電話 電話23-4343 (ふたりで話してみようしみじみと)



# きよくせい

発行

旭星地区市民委員会

会長 中村 幸彦

編集 広 報 部

編集長 谷島 知博

〓 平子喜代信

## 平成25年の懐かしい町内会行事



8/18

子供たちと  
ジンギスカン祭り

### 大町昭和町内会



7/6

ふれあいまつり

### 大町春光町内会



10月

### 旭町明和町内会



6月

ふれあいパーティー

大賞を受けた  
花壇づくり

### 明和北町内会



7/29

8/10

子ども達と大人と一緒にラジオ体操

子どもたちがパンダ、ウサギのキャンドルとヨーヨーを楽しくつくっています。

制作中の作品です



8/4

体験

# おかしいな？ うまい話はまず確認 特殊サギに注意！！！！

“**安心で、安全な住みよいまち、  
人にやさしい福祉のまちへ”**  
地域の方々と、みんなで、一緒に!!



旭星地区市民委員会  
会長 中村 幸彦

今年の総会で、旭星地区市民委員会の会長に再任させていただきました。

今年も、昨年と同様に、新型コロナウイルスの感染に困惑している状況で、「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点処置」の発令に伴い、活動自粛が余儀なくされております。残念ながら、当市民委員会の活動も中止させていただいております。本地区の皆様には、拡大防止の為、努力されている姿勢にあらためて感謝申し上げます。

最優先に、昨年と同様に、多くの町内会会長の賛同と協力によって地域住民の「安心で、安全な住みよいまちづくり」の為、特に弱者（高齢者・障害者・子供たち）と共に歩む、福祉等の充実を旭星地区市民委員会、町内会、旭星地区社会福祉協議会、民生児童委員、北星6地区まちづくり推進協議会、「たすきの会」の方々と力合わせていきたいと思っております。

「元気で、明るく、楽しく、何でも話し合える市民委員会に」

**令和3年度 旭星地区市民委員会役員名簿**

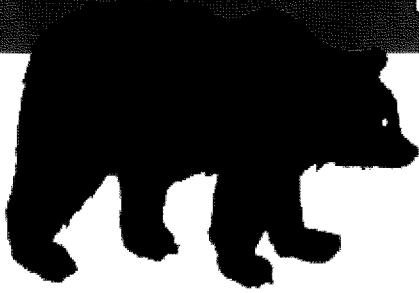
会 長	中村 幸彦	明和北	理 事	多賀谷 忠	大町中央
副 会 長	関口 法夫	大町春光	理 事	斉藤 修	北門旭親交
副 会 長	小池 語朗	旭町明和	理 事	小松 孝志	旭親
監 事	佐竹 靖雄	東北門	理 事	倉内 孝二	西北門
監 事	和田 寛	旭町2条親和	理 事	澤 正博	北門一二三
総務部長	門別 好裕	大町昭和	理 事	野田 佳之	旭町1条親和
会計部長	関口 法夫	大町春光	理 事	合田 邦雄	北門親和
交通部長	北川 守	北明	理 事	石井 裕一	ティエール教育大前
青少年育成部長	中村 幸一	旭親	交通部 監事	関口 法夫	
女性部長	原 郁美	明和北	交通部 監事	多賀谷 忠	
福祉部長	会見 征英	明和	青少年育成部 監事	関口 法夫	
防犯部長			青少年育成部 監事	伊藤 仁	
環境衛生部長	杉田 保憲	旭町親交	女性部 監事	門別 好裕	
火防部長	関口 法夫	大町春光	女性部 監事	細川 紀	
社会部長	川上 邦義	大町北鎮	福祉部 監事	多賀谷 忠	
文化部長	関口 法夫	大町春光	福祉部 監事	加藤 光一	
広報部長	中村 幸彦	明和北			



令和3年度							
収支決算・予算			事業計画				
<収入の部>			部会	事業名	実施月	事業内容	
費目	2年度決算	3年度予算	総務部	総会	4	事業決算報告及び事業計画予算案などの審議	
前年度繰越金	166,998	308,740		役員会	4~3	各専門部長の委嘱と活動計画 会務運営・総会関係	
会費収入	288,000	278,200		新年交礼会	1	功績者に対する市長表彰及び懇親会	
補助金	488,000	478,200		会計監査	3	会計処理及び会務運営状況の監査	
事業収入	100,000	335,000		広報部	広報部長会議	6~9	広報誌「きよくせい」発行の内容及び編集 校正・印刷
雑収入	2	6,060			広報誌配布	12	地区内全町内会及び関係先へ配布
合計	1,043,000	1,406,200		会議・研修会	4~3	市連協広報部会総会・研修会	
<支出の部>			交通	指導活動	4~2	四季及び各催事関係時の街頭交通安全指導・啓発	
費目	2年度決算	3年度予算	通	研修会	7	交通安全市民大会	
総務費			部	会議	4~3	地区・市連協・推進委員会・安全協会の役員会	
総会費	91,191	110,000	青少年部	会議・研修会	4~3	総会にて活動報告・計画の審議及び行事	
役員会費	0	250,000	行事活動	7~2	科学実験教室 陶芸教室・ミニ運動会		
記念事業積立金	20,000	20,000	女性部	総会	4	活動報告・計画・行事の審議	
事務費	23,299	15,000		検診	7~9	地区住民の胸部レントゲン・5種類ガン検診	
印刷費	34,820	50,000	行事活動	8~9	旭川夏まつり・健康講座		
通信費	0	5,000	会議・研修会	4~3	地区・市連協及び地区各部会役員会・研修会		
交通費	0	6,000	防犯部	備品点検整備	5	防犯旗の汚損・新設及び防犯灯の点検・整備	
負担金	5,000	25,000		巡回・防犯	4~3	夏季・歳末及び夏休み・盆踊り・祭り 地域防犯ニュースの配布	
慶弔費	0	20,000	会議・研修	5~3	部長会議・市連協研修会		
雑費	104,390	5,000	環境衛生部	総会	5	推進協力部会、協力員の活動計画他	
事務局費	40,000	50,000		事業活動	4~3	春秋季清掃及び緑化推進 ゴミ取扱い関連	
小計	318,700	556,000	役員会・研修会	4~3	三役員・推進協力部員合同会議及び市連協研修会		
活動費			福祉部	会議・研修会	随時	事業計画・地域福祉活動の協力依頼・福祉勉強会	
広報部	98,560	120,000		事業活動	5~2	地区敬老会（9月）・ふれあいサロン交流会	
交通部	80,000	80,000	見守り確認	通年	一人暮らし対象者の見守り・関係者に協力依頼		
青少年育成部	90,000	90,000	火防部	事業活動	4~3	春・秋季火災予防運動・予防チラシ配布	
女性部	80,000	80,000		会議・研修会	5~3	火防協会役員会・総会・研修会	
福祉部	40,000	40,000	文化部	事業活動	9	地区委員会主催パークゴルフ大会の企画・実施	
防犯部	9,000	10,000					
環境衛生部	0	5,000					
火防部	0	5,000					
文化部	0	140,000					
社会部	18,000	50,000					
小計	415,560	620,000					
予備費	0	230,200					
繰越金	308,740	0					
合計	1,043,000	1,406,200					

町内会、助け合う心が和をつくる  
**町内会加入促進にご協力ください。**

# ヒグマとの遭遇に注意！




ヒグマの出没が相次いでいます。登山や釣りなどの行楽シーズンですが、入山・入林前には直近のヒグマ出没状況を確認し、出没・目撃情報があった場所には絶対に近づかないでください

この看板がある場所は特に注意！



**注意！**  
 近くでヒグマが出没したことがあります



ヒグマは餌を探して同じルートを通ります。鈴やラジオの音で人の存在を知らせ、子連れの場合は特に注意しましょう。

旭星市 環境総務課 環境安全課 0166-25-5350

## ヒグマと遭遇しないために

- 夕暮れから早朝までは入山・入林を避ける
- 入山・入林時は複数で行動する
- 鈴やラジオなどの音が出る物を身に付ける、大きな声で話すなど、ヒグマに人間の存在を気付かせる
- ごみはヒグマを呼び寄せるため、山や河川にごみを捨てない。墓地の供物も必ず持ち帰る



## ヒグマと出遭ってしまったら

- まずは落ち着く
- ヒグマが遠くにいる場合は、気付かれないように静かに立ち去る
- 大声を出す・走って逃げるなど、ヒグマに刺激を与えない
- ヒグマが近づいてきたときは、ヒグマの目を見ながらゆっくり後退
- ヒグマを目撃したときや痕跡を発見したときは、すぐに市か警察に通報する

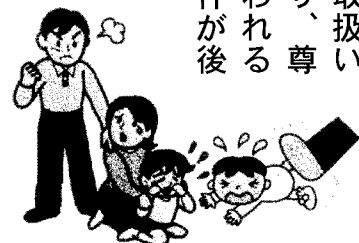
【詳細】環境総務課 電話 25・5350

# 189 (いちはやく) 「だれか」じゃなくて「あなた」から

## あなたの気づき一つで大切な命が救えるかも

児童虐待事案の取扱いは年々増加しており、尊い子どもの命が奪われるなどの痛ましい事件が後を絶ちません。

親の「しつけのつもり」は、ただの言い訳です。



### ● おかしいと思ったら通報を

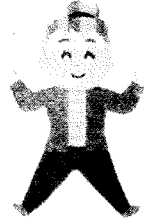
- 泣き声や助けを求める声が聞こえる
- 子どもの身体に不自然な傷が多い
- 親を異常に怖がる、顔色をうかがっている
- 子どもの身体や衣服が汚れている
- 子どもを長時間放置して外出している
- 子どもを可愛がっていない、関わりを持たない
- 部屋にゴミが散乱している



### 高齢歩行者が被害に遭う交通事故が増えています

高齢歩行者が被害に遭う交通事故が多く発生しています。特に多いのが、「夜間に」「自宅近くの」「横断歩道のない道路」を横断中に「左から来たクルマにはねられる」事故です。

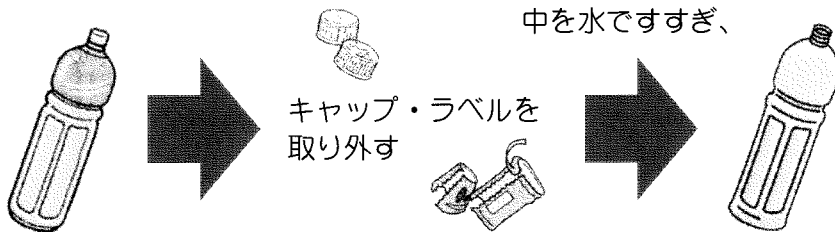
- 夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、夜光反射材を着用しましょう。
- 多少遠回りでも、できる限り信号機のある横断歩道を渡りましょう。
- 車の通過を待って横断しましょう。
- 横断前には「右・左・右」を確認しましょう。確認する方向に身体ごと向けて安全を確かめましょう。



交通部長 北川 守

### ペットボトルの正しい分別にご協力を！

ペットボトルを出すときはキャップ・ラベルを必ず取り外してください。  
ペットボトル本体にラベル等がついたままでは、リサイクルに影響がでます。  
ご家庭ではもちろん、外出先や会社等でも、分別にご協力をお願いします。



ペットボトル本体を出してください。

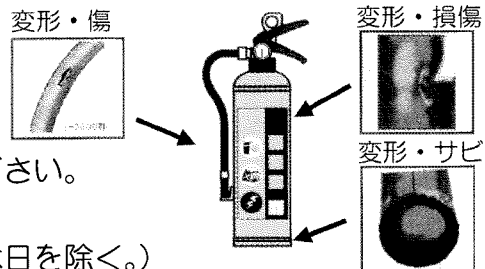
外したキャップ・ラベルは、プラスチック製容器包装で出してください。

環境衛生部長 杉田 保範

### ご自宅に、こんな消火器ありませんか？

消火器を安全にご使用いただくために、右のような場合には、消防用設備などを専門に扱う業者に問い合わせ、引き取ってもらいましょう。

なお、消防署では引き取りませんので、ご了承ください。



■問い合わせ先■（午前9時～午後5時 土・日・休日を除く。）

- 旭川消防設備同業組合（五光トータル防災(株)内） TEL 0166-23-1932
- 旭川消防設備業組合（ヤマト消防設備商会(有)内） TEL 0166-22-3507
- 旭川消防設備業研究会（株技電内） TEL 0166-51-5365
- 社北海道消防設備協会旭川支部（旭川ハツタ商事(株)内） TEL 0166-26-4100

※タウンページ等に記載されている「消防用設備用品を扱う業者」も参考にしてください。

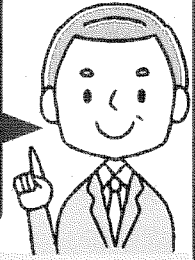
～詳しくは予防指導課ホームページへ～  
 →<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/311/314/index.html>  
 ～旭川市における火災件数などの火災の概要はこちらから～  
 →<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/311/318/p007389.html>

火防部長 関口 法夫



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所  
への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等

小・中学校  
公民館

安全な親戚・知人宅  
への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

親戚・知人宅

安全なホテル・旅館  
への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

ホテル  
旅館

屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

ここなら安全！

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。

普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)

流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります

※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

# 令和3年5月20日から

警戒レベル  
**4**

# 避難指示で必ず避難

# 避難勧告は廃止です

警戒レベル

新たな避難情報等

**5**



災害発生  
又は切迫

さんぎゅうあんぜんかくほ  
**緊急安全確保**※1

これまでの避難情報等

**災害発生情報**  
(発生を確認したときに発令)

~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~

**4**



災害の  
おそれ高い

ひなんしじ  
**避難指示**※2

•避難指示(緊急)  
•避難勧告

**3**



災害の  
おそれあり

こうれいしゃとうひなん  
**高齢者等避難**※3

避難準備・  
高齢者等避難開始

**2**



気象状況悪化

**大雨・洪水・高潮注意報**  
(気象庁)

**大雨・洪水・高潮注意報**  
(気象庁)

**1**



今後気象状況  
悪化のおそれ

**早期注意情報**  
(気象庁)

**早期注意情報**  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待つてはいけません！**

**避難勧告は廃止**されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示**で  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、**  
**警戒レベル3高齢者等避難**で  
**危険な場所から避難**  
しましょう。



## 後期高齢者医療制度の一部を変更

### 対象

後期高齢者医療制度加入者

- 75歳以上の方
- 65～74歳で一定の障害がある方

### 均等割の判定基準の変更

均等割の対象となる世帯の所得判定基準が、下の表のとおり変わります。

### 均等割の軽減割合を見直し

これまで7.75割軽減の対象だった方は、**7割軽減**になります。

### 被用者保険の被扶養者だった方の軽減期間

後期高齢者医療制度に加入する前まで、被用者保険（職場の健康保険等）

の加入者に扶養されていた方は、同制度への加入時から2年間は均等割が5割軽減になります。  
※所得割は掛かりません。所得額により、均等割の軽減割合が7割になる場合があります。

**【詳細】国民健康保険課 番25-8536**

| 均等割軽減割合 | 所得要件＝前年の所得（被保険者＋世帯主）が以下の金額より低い世帯 |                                              |
|---------|----------------------------------|----------------------------------------------|
|         | 令和2年度                            | 令和3年度                                        |
| 7割軽減    | 33万円                             | 43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）                       |
| 5割軽減    | 33万円<br>＋（28万5千円×世帯の被保険者数）       | 43万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数）<br>＋10万円×（給与所得者等の数－1） |
| 2割軽減    | 33万円<br>＋（52万円×世帯の被保険者数）         | 43万円＋（52万円×世帯の被保険者数）<br>＋10万円×（給与所得者等の数－1）   |



※地方税法の見直しにより、給与所得控除額と公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられましたが、均等割軽減（対象者）にその影響が生じないよう、令和3年度の均等割軽減所得要件を見直しています。

### 令和3年度 保険料の計算方法

|                                               |   |                                                                       |   |                                          |
|-----------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------|
| <b>均等割</b><br>被保険者が等しく負担する額<br><b>52,048円</b> | + | <b>所得割</b><br>被保険者本人の所得に応じて負担する額<br>（令和2年中の所得－43万円）×<br><b>10.98%</b> | = | 1年間の保険料<br><b>限度額 64万円</b><br>100円未満切り捨て |
|-----------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------|

## 介護保険制度改正のお知らせ

**【詳細】介護保険課 番25-6485**

### 居住費（滞在費）・食費の負担軽減について

**令和3年8月1日から 対象者の要件と食費の負担額が変わります**

#### ●預貯金要件の見直し

| 利用者負担段階                  | R3.7月まで                | 見直し後（R3.8から）      |
|--------------------------|------------------------|-------------------|
| 年金収入等80万円以下（第2段階）        | 単身1,000万円<br>夫婦2,000万円 | 単身650万円 夫婦1,650万円 |
| 年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①） |                        | 単身550万円 夫婦1,550万円 |
| 年金収入等120万円超（第3段階②）       |                        | 単身500万円 夫婦1,500万円 |

#### ●食費の負担限度額の見直し

| 利用者負担段階                  | 施設入所者   |               | ショートステイ利用者 |               |
|--------------------------|---------|---------------|------------|---------------|
|                          | R3.7月まで | 見直し後（R3.8月から） | R3.7月まで    | 見直し後（R3.8月から） |
| 年金収入等80万円以下（第2段階）        | 390円    | 390円          | 390円       | 600円          |
| 年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①） | 650円    | 650円          | 650円       | 1,000円        |
| 年金収入等120万円超（第3段階②）       | 650円    | 1,360円        | 650円       | 1,300円        |

※年金収入額には非課税年金（遺族年金・障害年金）も含む。

各利用者負担段階に該当する方は、申請により、介護保険負担限度額認定証が交付されます。この認定証を介護保険施設（短期入所を含む）に提示すると、食費と居住費（滞在費）が軽減されます。